

桂川町監査告示第 3 号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づき定期監査（財務監査・行政監査）を行ったので、同法同条第9項及び桂川町監査基準第14条第1項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

記

- | | |
|------------|--|
| 1 監査の対象 | 企画財政課 |
| 2 監査の実施年月日 | 令和8年4月28日・30日・5月1日 |
| 3 監査の実施場所 | 桂川町監査室 |
| 4 監査の内容 | 主として令和6年度・7年度事務等全般の執行状況 |
| 5 監査の方法 | 提出された監査調書の内容を精査するとともに、関係者から説明を聴取。 |
| 6 監査の評価項目 | 住民の福祉の増進に努めるとともに、その事務等の執行が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的であるか。 |
| 7 監査の結果 | 令和6年度・7年度の財務及び事務の執行については、おおむね適正であると認めましたが、別紙のとおり一部不適切な事務処理がありました。
なお、指摘事項については、6月1日（月）までに文書で回答してください。 |

令和8年5月1日

桂川町監査委員 稲岡良平

桂川町監査委員 杉村明彦

令和8年度 企画財政課 定期監査における指摘事項

1. 概要

令和7年9月より開始した「桂川町大学生等通学定期券購入費補助金」について、補助金の対象となる者の要件に「申請者及び申請者の属する世帯の世帯員に町税等の滞納がないこと」がある。しかし、当該要件の確認手続が実施されておらず、滞納の有無を確認した記録も認められなかった。

2. 指摘事項

交付要件の確認が適切に行われていないものであり、補助金交付事務に係る内部統制の改善が求められる。

3. 意見

今後は、交付要件の確認手続を確実に実施するとともに、実施状況を記録として残す等の事務処理体制の整備を図られたい。